



令和元年12月2日(月)13:30～16:00
豊川商工会議所 1階 第1、第2会議室

第2回成年後見学習会

(成年後見人が就任しました。
成年後見人の支援って?・・・。)



認定NPO法人東三河後見センター
事務局長 工藤明人



平成31年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業
権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業



＝第2回学習会のメニュー＝

1. 始まりのあいさつ 天野雅博さん 社会福祉法人 美竹会
2. 少しだけ前回の振り返り。
3. 成年後見人Eさんは何をしてくれる人???
事例紹介 理事・市民後見人 古川 伸 さん
グループワーク
発表
4. 質疑応答
5. 知っておきたい成年後見制度。解説
6. 終わりのあいさつ 長谷川卓也さん 東三河後見センター

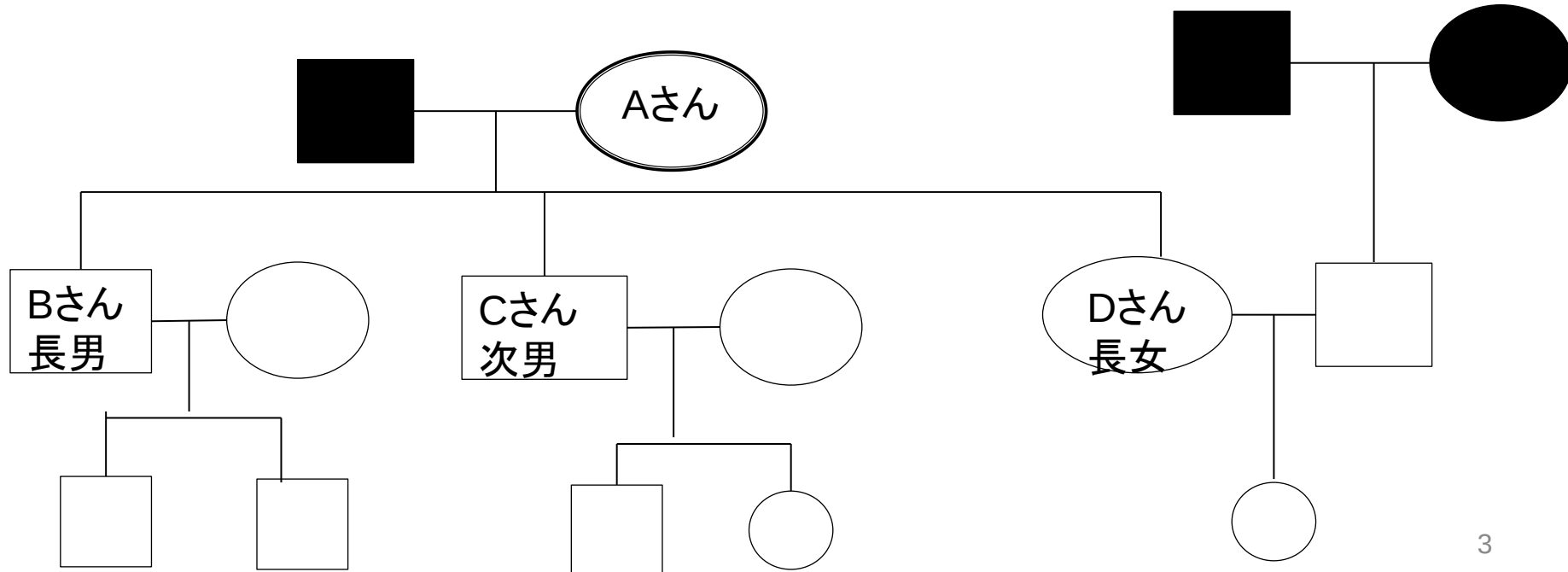
少しでも前回の振り返り。①

氏名：Aさん 女性 85歳



ご主人を、10年前に亡くし、それ以来ひとりぐらし。子どもが3人いるが、すべて他県で家庭を築き、3人とも疎遠。父親の葬儀後、顔を合わせたこともない。数年前より、部屋の片付けや、庭の手入れがむづかしくなった。地域の民生委員さんに、近所の方からの苦情があり、地域包括支援センターにつながったことで、Aさんの生活のしづらさがうきぼりになった。

- 草取り、ゴミだし、家の中の清掃・・・。
- 家の修繕が必要・・・。
- 福祉サービスの利用契約は・・・。
- 光熱水費の支払い。食事やお風呂は・・・。
- 施設の利用を考えたら・・・。
- 家の処分は・・・。



本人情報シート(第1回学習会の続き)



氏名:Aさん 女性 85歳

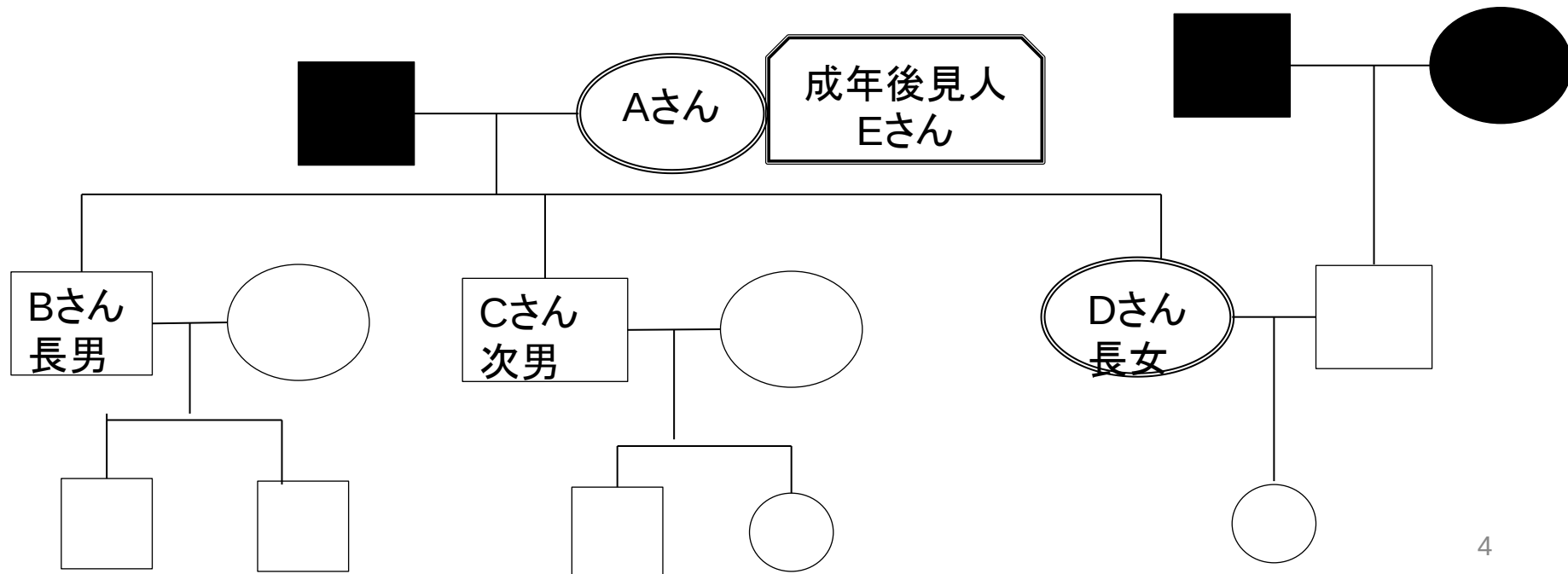
診断:アルツハイマー型認知症 高血圧 難聴

認知症高齢者の日常生活自立度 II b

(家庭内でも日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。見られる症状、行動の例として、服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等があげられています。)

○連絡が取れたDさんが申立人となり、成年後見制度の申し立てをおこなった。

□成年後見制度の申し立てをした結果、Aさんに成年後見人Eさんが選任されました。



成年後見人の支援 事例紹介 古川さん

ご本人のこと

本人の状況：男性・30代後半・独身（アパートでひとり住まい）（後見類型）

障がいの状況：療育手帳A判定、障害支援区分1

家族の状況：両親（G市在住、生活保護、父：脳梗塞で歩行困難、母：認知症）

福祉サービス：介護ヘルパー（食事支援：3回／週、移動支援1回／月）

成年後見人となった主な理由：グループホームを出てアパートでひとり暮らしがスタート

古川さんの主な活動内容

①財産管理

＊ 預貯金管理：（収入）年金、給与

（支出）アパート・高熱・上下水道、食費、小遣い、他
（不動産、資産）なし

②身上保護

＊ 定期訪問：毎月1回

＊ 不定期活動：通院、ほか移動支援、福祉関連諸資料提出、関係会議出席
→実績 平均 週1回弱 訪問

エピソード

- ①G市の実家へひとりで帰省
- ②電話のかけ方
- ③詳細な家計簿
- ④結婚願望
- ⑤自炊
- ⑥接触事故

知っておきたい成年後見制度① 成年後見制度の手続きの流れ

市区町村・民間団体等

市区町村に設置されている地域包括支援センターや社会福祉協議会等、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）に、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人等になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。



裁判所での手続説明を希望される場合は、家庭裁判所の手続案内へ

手続案内

後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のDVDもご覧いただけます。）。

家庭裁判所



- 1 申立て
- 2 調査等
- 3 審判
- 4 報告

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。
- 裁判所から事情をお尋ねすることがあります。
※ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります（別途費用がかかります。）。
- 後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
- 成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活の状況を確認して、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。
- 成年後見人等には、原則として少なくとも年に1回、ご本人の生活や財産の状況などの報告を求めています。

Aさんの成年後見人としてEさんが選任されました！！

（出典：平成30年3月最高裁判所）

知っておきたい成年後見制度② ○2つの制度と3つの類型

法定後見・判断能力が不十分になってからの 対処方法

①後見類型 (禁治産に相当)

判断能力が欠けているのが通常の状態の方。

大切なことを代わりに判断してくれる人が必要。家族の名前、自分の居場所が分からなくなっている。今日の日付が分からない。今言ったことやしたことを覚えていない状態の人

②保佐類型 (準禁治産に相当)

判断能力が著しく不十分な方。物事を判断することが著しく不十分。預貯金の管理、不動産の処分などは自分では適切に行うことができず、常に他人の援助を受ける必要がある人

③補助類型

判断能力が不十分な方。預貯金の管理、不動産の処分などについて適切にできるかどうか不安があり、誰かに援助してもらったほうがよい、誰かに手伝ってもらったり、代わってもらった方がよいと思われる人

成年後見制度

禁治産・準禁治産制度

1898(明治31)

年～

- * 二つの類型
- * 戸籍記載
- * 申立権
- * 費用 等等

任意後見・判断能力が不十分になる前からの対処方法
任意後見契約を公正証書で締結しておく

知っておきたい成年後見制度③

法定後見制度の3種類

	ほ じ ょ 補助	ほ さ 保佐	こう けん 後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 全くない方
成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所 が定める行為 (※2)	借金、相続の承認な ど、民法 13 条 1 項 記載の行為のほか、 申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為
成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、**日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。**
- ※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。👉スライド8参照
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※保佐制度及び後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。
- ※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

※2 民法13条1項記載の行為

- ①貸金の元本の返済を受けること。
- ②金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- ⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

代理権⇒本人に代わって契約する

本人が行う法律行為(買物、福祉サービスの契約、遺産相続等)を本人の代わりに行う権限

同意権⇒本人が契約したことを認める

本人が行う法律行為の有効性を判断する権限

取消権⇒本人が契約したことを認められない。

本人の行った法律行為の取り消し

本人が行った法律行為が、実は騙されている、損しているのでは？という時に取り消すことができる権限

※成年被後見人等の日用品の購入その他日常生活に関する行為を除きます！！

知っておきたい成年後見制度⑤

法定成年後見制度における支援内容 ①

財産管理

本人（被後見人等）に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することにも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

例) ◆印鑑、預貯金通帳の管理

◆収支の管理

（預貯金の管理、年金・給料の受取、

公共料金・税金の支払い等）

◆不動産の管理、処分 ※居住用不動産の処分は家裁の許可

◆貸地・貸家の管理

◆遺産相続の手続き 等

知っておきたい成年後見制度⑥

身上保護

法定成年後見制度における支援内容 ②

本人（被後見人等）の生活や健康に配慮し、本人の意思を大切にしながら、安心した生活がおくれるように契約などを行います。

身上監護といっても法律行為によるものであり、本人に対し後見人が直接介護や看護などをすることは含まれていません。

例)

- ◆家賃の支払いや、契約の更新など
- ◆老人ホームなどの介護施設の各種手続きや費用の支払い
- ◆医療機関に関しての各種手続き
- ◆福祉サービスの利用手続き
- ◆本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し生活状況を確認 等

知っておきたい成年後見制度⑦

法定成年後見制度における支援内容 ③

権限のない・義務の及ばない（支援できない）内容

- ①介護や家事援助などの労働等の**事実行為**
- ②入院・入所時の**身元引受人・保証人**
- ③手術など**医療に関する同意**
- ④養子縁組、認知、結婚、離婚などの**身分行為**
- ⑤遺言、臓器提供、延命治療など、被後見人自身の意思に基くことが必要な行為
- ⑥被後見人の**死後**の葬祭、埋葬、家財の整理など死後の手続き、相続手続き
（※成年後見人にはできることも）

日常生活自立支援事業と成年後見制度[対象表]①

	日常生活自立支援事業	補助、保佐、成年後見制度(法定後見)
所轄庁	厚生労働省	法務省
法的根拠	社会福祉法 厚生労働省・援護局長通知等	民法等、政令、家事審判規則等
対象者(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者	精神上の障害により事理弁識能力が ⇒不十分な者＝補助 ⇒著しく不十分な者＝保佐 ⇒欠く常況にある者＝後見

事理弁識能力とは？

ある物事の実態やその考えられる結果などについて理解でき、自ら有効な意思表示ができる能力を意味する表現

日常生活自立支援事業と成年後見制度[対象表]②

	日常生活自立支援事業		補助、保佐、成年後見制度(法定後見)	
担い手 機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人、被保佐人、 成年被後見人
	支援機関	社会福祉協議会等 (法人)法人の履行補助者として 専門員、生活支援員	支援する者 複数可	補助人、保佐人、成年後見人(自然人として、 親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等および法人)
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施主体) および運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人 (家庭裁判所)

日常生活自立支援事業と成年後見制度[対象表]③

	日常生活自立支援事業	補助、保佐、成年後見制度(法定後見)
費用	社会福祉事業として 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は公費助成)	① 申立費用(申立人の負担) ② 後見の事務に関する費用、成年後見人等、監督人等に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化 ○報酬付与の審判
手続きの始まり	社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)	裁判所に申立(本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官等。市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定) ※申立に関する本人の同意 補助⇒必要 保佐・後見⇒不要

日常生活自立支援事業と成年後見制度[対象表]④

	日常生活自立支援事業	補助、保佐、成年後見制度(法定後見)
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認。あるいは 契約締結審査会で審査	医師の 診断書 を裁判所に提出。必要があれば 鑑定書 の提出もある。 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引き作成)
支援の目的・理念	契約 により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その 自己決定を支援	自己決定の尊重、現有能力の活用、ノーマライゼーション と保護の調和
支援(保護)の特徴	生活に必要不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理	法律行為 を行う保護・支援制度 代理権、 取消権 、同意権

代理権⇒本人が行う法律行為(買物、福祉サービスの契約、遺産相続、など)を本人の代わりに行う権限

同意権⇒本人が行う法律行為の有効性を判断する権限

取消権⇒本人が行った法律行為が、実は騙されている、損しているのでは?という時に取り消すことができる権限

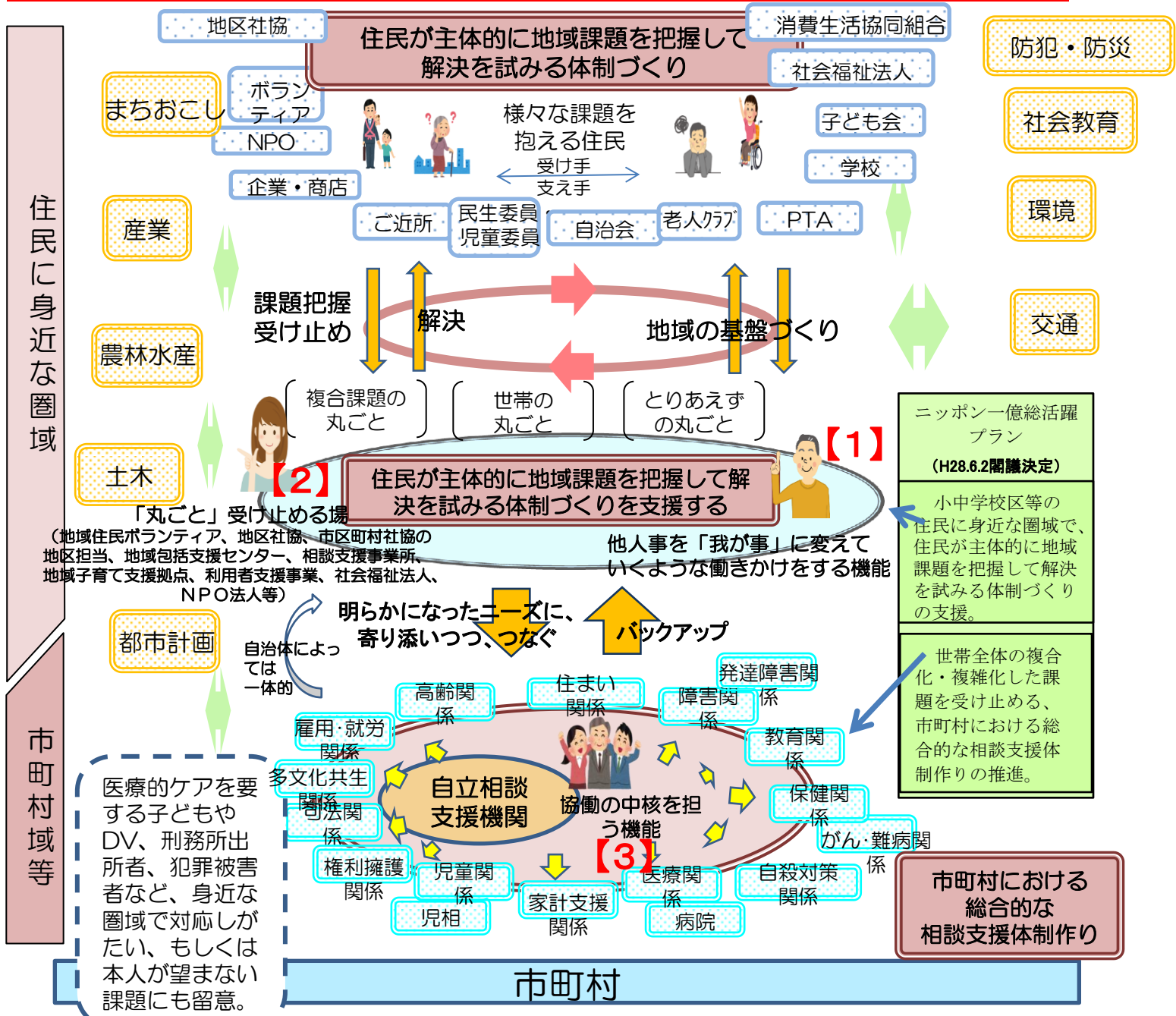
日常生活自立支援事業と成年後見制度[対象表]⑤

	日常生活自立支援事業		補助、保佐、成年後見制度(法定後見)
支援(保護)の種類、方針	相談	福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし(法律行為でないため)
	支援内容	●日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ●書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える	○財産管理 ○身上監護等の法律行為 ・同意権 ・取消権 ・代理権 ○身上配慮義務

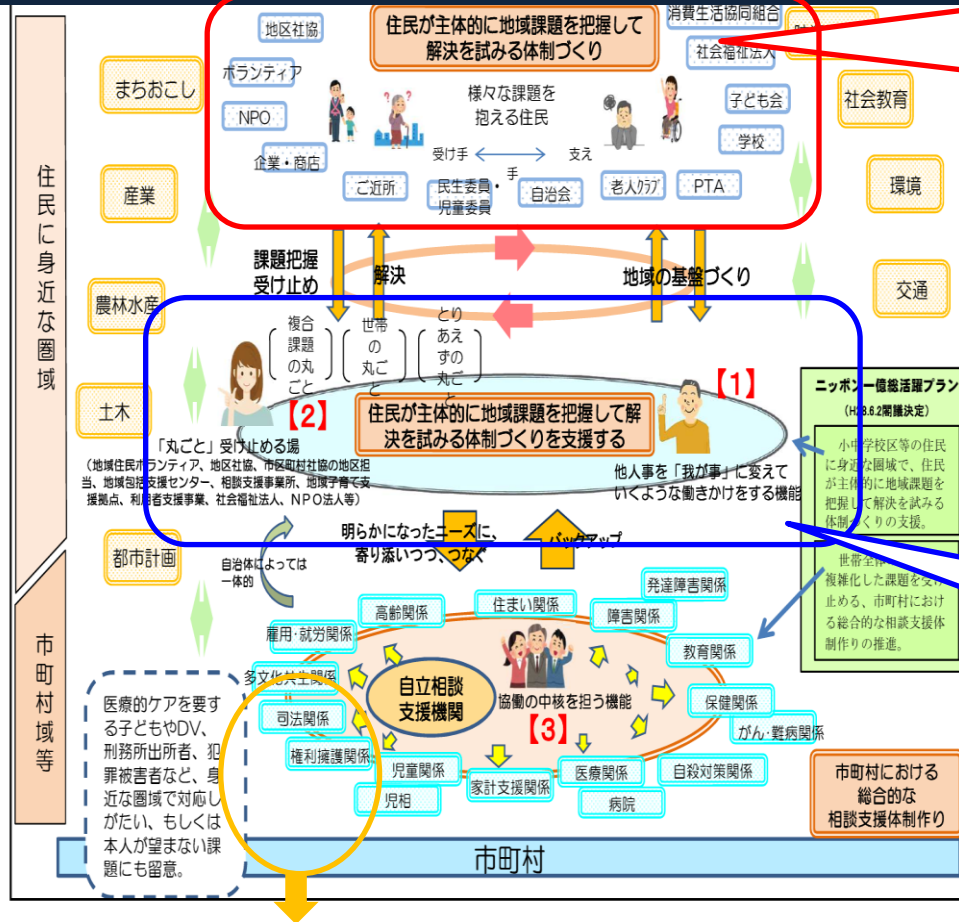
類型	代理権	同意権	取消権
補助	△	△	△
保佐	△	◎	◎
後見	◎	◎	◎

法定後見人の権限
 ◎⇒全面的に権利がある
 △⇒本人の同意が必要

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

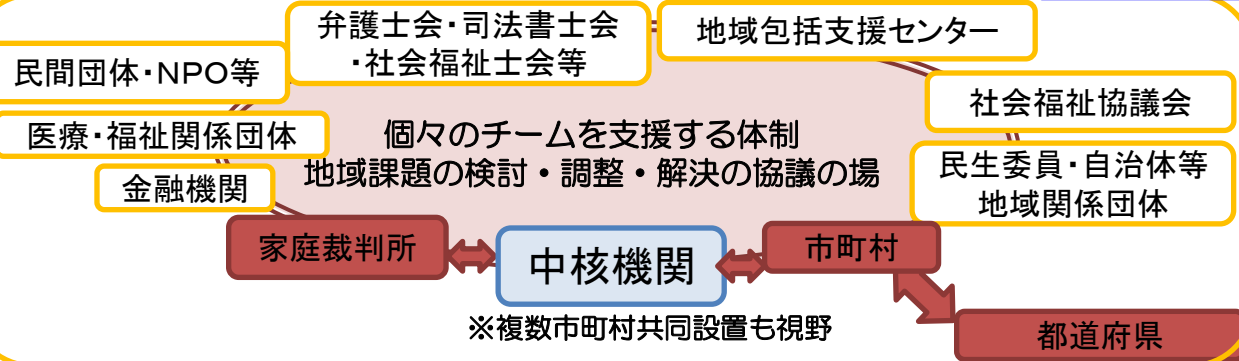


支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題が地域には潜在している
(※法的課題整理、権利救済や権利行使の支援、意思決定の支援が必要なケースなど)

◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、その人らしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。
◎支え合う住民も、安心して生活することができる

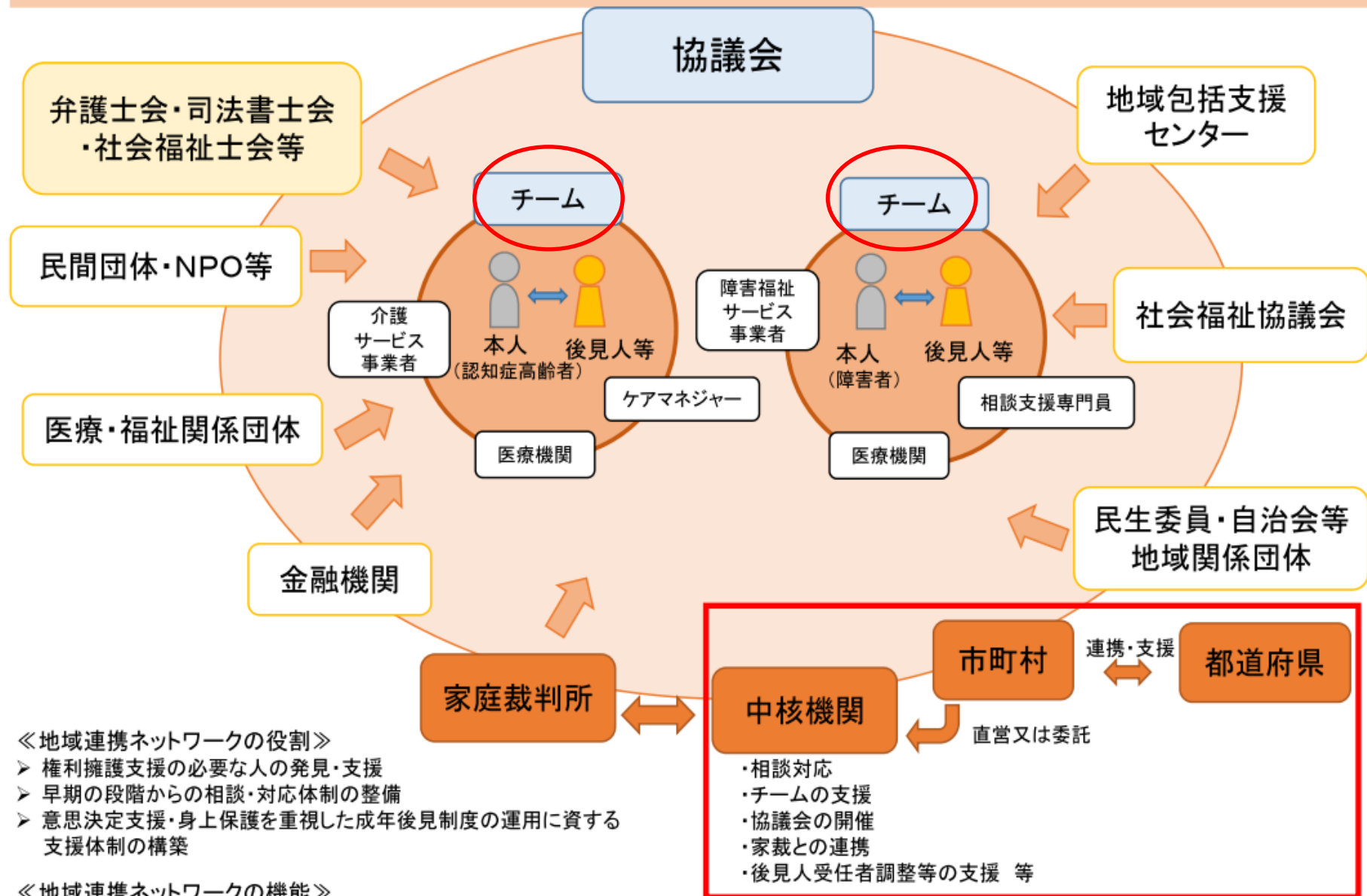
早期に「権利擁護支援」の必要性(法律的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等(我が事として意識)
◎「丸ごと」受け止める場で明らかになった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ



地域で本人と後見人等を支えていくことで、成年後見制度の適切な活用、運用を支援

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

成年後見制度

は、

権利や財産を守るしくみです!!



●成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は...

不動産や預貯金などの財産の管理



介護などのサービスや施設への入所に関する契約をする



遺産分割などの協議をする



自分でこれらことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方の権利や財産を守るしくみが**成年後見制度**です。

●こんな時にご相談ください

- 一人暮らしの認知症の高齢者が訪問販売で高額な商品を購入している。詐欺被害から守りたい。



- 知的障害をもつわが子のために、親亡きあとの、子どもの生活や財産管理をまかせたい。



- アパート経営をしている父の認知症が進み、管理ができなくなっている。父の代わりに管理したい。



成年後見制度についてくわしく知りたい... 成年後見等の申立て手続きがわからない...
判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、**成年後見制度**の利用のお手伝いをします。

うれしいな ちいさの人の 思いやり
社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

豊川市成年後見支援センター

〒442-0068 豊川市通訪3丁目242番地

豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内

TEL 0533-83-6377 / FAX 0533-83-5222

H P ● <http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>

E-mail ● t-shakyo@toyokawa-shakyo.or.jp



HPからご覧いただけます



(平成28年5月31日発行)

◎成年後見制度に関する相談・問合せ

問合せ場所	住所・時間・アドレス 等	電話番号
成年後見制度に関する相談		
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377
認定NPO法人東三河後見センター	平日 9:00～17:30 豊川商工会議所3階	☎0533-80-2707
成年後見制度の手続案内(申立書類の受け取り)		
名古屋家庭裁判所豊橋支部家事係(後見)	豊橋市大岡町110 ● 一般的な手続きの流れ(ビデオ視聴 約20分)、必要書類についての案内 http://www.courts.go.jp/koukenp/index.html ● 後見Q&Aや、申立て方法の案内等が掲載されています。	☎0532-52-3251
最高裁判所ホームページ(後見ポータルサイト)		
成年後見制度の申立書の提出		
名古屋家庭裁判所豊橋支部家事係(後見)	豊橋市大岡町110 ● 受理面接(事前に電話での予約が必要です)	☎0532-52-3251
成年後見登記に関すること(郵送による「登記されていないことの証明書」の取得など)		
東京法務局後見登録課	東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎	☎03-5213-1360
東京法務局ホームページ(成年後見登記)	http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html ● 成年後見登記、成年後見登記に関する証明書の発行など、申請に必要な書類をダウンロードすることができます。	
成年後見申立て手続き支援に関すること		
愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」	http://www.aiben.jp ※詳しくはホームページをご覧ください。	☎052-203-2677
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	ls-aichi.jp ※詳しくはホームページをご覧ください。	☎052-683-6696
後見人等候補者の紹介に関すること		
愛知県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センターアイズ」	平日 9:00～16:00 愛知県弁護士会館内	☎052-203-2677
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	平日 10:00～15:00 愛知県司法書士会館内	☎052-683-6696
愛知県社会福祉士会「愛知ばあとなあセンター」	平日 10:00～17:00	☎052-202-3005
認定NPO法人東三河後見センター	平日 9:00～17:30 豊川商工会議所3階	☎0533-80-2707
任意後見制度・公正証書遺言等に関する相談・手続きに関すること		
日本公証人連合会ホームページ	http://www.koshonin.gr.jp ● 公証事務Q&A、公正証書作成のため準備する資料等が掲載されています。	
豊橋合同公証役場	豊橋市駅前大通2-33-1 開発ビル9階	☎0532-52-2312
新城公証役場	新城市宇町並16	☎0536-23-5768
申立て費用等の立て替えに関すること		
日本司法支援センター／法テラス・サポートダイヤル	平日 9:00～21:00／土 9:00～17:00	☎0570-078374
／法テラス三河	平日 9:00～17:00／祝日を除く 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎(南棟)1階	☎0503383-5465
身寄りがいない方などの市長申立てに関すること		
豊川市役所福祉部福祉課	平日 8:30～17:15	☎0533-89-2159
豊川市役所福祉部介護高齢課	平日 8:30～17:15	☎0533-89-2105
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377
日常生活自立支援事業に関すること		
豊川市成年後見支援センター	平日 8:30～17:15	☎0533-83-6377